

指定自立生活援助
報酬算定に係る自己点検表

| | |
|-----------|------|
| 事業所の名称 | |
| 事業所番号 | |
| 実地指導実施年月日 | |
| 記入者 | 職・氏名 |

指定自立生活援助

事業所名

実施日 令和 年 月 日

| 点検項目 | 加算概要 | 算定事例 | | 算定期間 | 特記事項 | 点検書類 |
|--|----------------------------------|------|----|---------------------------|---|---------|
| | | あり | なし | | | |
| 〇〇加算（記載例） | ～であるか | ✓ | | 〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等 | | |
| 地域生活支援員1人あたりの利用者数（退所から1年以内） | 利用者数が30人未満 | | | | | |
| | 利用者数が30人以上 | | | | | |
| 地域生活支援員1人あたりの利用者数（退所から1年以内）退所から1年以上経過） | 利用者数が30人未満 | | | | | |
| | 利用者数が30人以上 | | | | | |
| 地域生活支援員 | 常勤換算で、利用者数を25で除した数以上配置されているか | | | | | |
| 管理者 | 管理業務に支障がない場合は兼務可 | | | | 当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可 | |
| 前年度の利用者平均 | () 人 | | | | | |
| 地域生活支援拠点等としての位置付け | 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けているか。 | | | | 【R3.4.1～】地域生活支援拠点等として位置付けられた場合加算あり。 （緊急時の対応を行った場合に加算（緊急時支援加算（I））） | |
| サービス管理責任者 | 常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ） | | | | | |
| | 専従であるか | | | | 管理者との兼務可 | |
| | 経験年数が基準を満たしているか | | | | 【～R3.3.31】サービス管理責任者は地域生活支援員とは異なる者でなければならない。 【R3.4.1～】 | 実務経験証明書 |
| | サービス管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか | | | | サービス管理責任者と地域生活支援員の勤務を認める。 ただし、基本報酬の算定に当たっての地域生活支援員の人数については、サービス管理責任者と兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定する。 | |
| ※みなしサービス管理責任者の場合1年以内に研修を受講できる体制である | | | | | みなし配置を認める障害福祉課からの書類【H31.3.31をもって廃止】 | |

| 点検項目 | 加算概要 | 算定事例 | | 算定期間 | 特記事項 | 点検書類 |
|---------------------|--|------|----|---------------------------|--|---------|
| | | あり | なし | | | |
| 〇〇加算（記載例） | ～であるか | ✓ | | 〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等 | | |
| サービス管理責任者欠如減算 | サービス管理責任者が指定の基準上に定めた配置できていなかった時期が一定期間存在するか | | | | | |
| 個別支援計画未作成減算 | 個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか | | | | | |
| 標準利用期間超過減算 | 事業所の平均利用期間が標準利用期間である1年を6か月以上超えている場合、減算を行っているか | | | | | |
| 特別地域加算 | 振興山村地域等の厚生労働大臣の定める地域でサービス提供をしているか | | | | 本加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した際の交通費の支払は受けられない | |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） | 常勤職員（実数）のうち、資格者が35%以上いるか | | | | | 従業員資格書類 |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） | 常勤職員（実数）のうち、資格者が25%以上いるか | | | | | 従業員資格書類 |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） | 直接処遇職員の総数（常勤換算）のうち、75%以上が常勤職員であるか | | | | | |
| | 常勤職員（実数）の30%以上が、3年以上当事業所で従事した職員であるか | | | | | |
| ピアサポート体制加算【R3.4.1～】 | （1）「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を終了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置しているか。 ①障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者 ②管理者または①のものと協働して支援を行う者。 （2）（1）の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 （3）（1）の者を配置していることを公表していること。 | | | | （1）①については、令和6年3月31日までの経過措置あり。 | |
| 初回加算 | 新規に利用を開始した利用者に対しサービス提供を行った場合、1月につき加算を算定しているか | | | | 過去3か月、自立生活援助サービスを利用したことがない場合に限り算定可 | |
| 同行支援加算 | 利用者に対して、外出を伴う支援を行うにあたり、利用者へ同行し必要な情報提供又は助言を行っているか | | | | 【R3.4.1～】回数に応じた評価に変更 | |

| 点検項目 | 加算概要 | 算定事例 | | 算定期間 | 特記事項 | 点検書類 |
|-------------------------|---|------|----|---------------------------|----------------------------|------|
| | | あり | なし | | | |
| 〇〇加算（記載例） | ～であるか | ✓ | | 〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等 | | |
| 緊急時支援加算（Ⅰ）【R3.4.1～】 | 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午後6時）に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行っているか。 | | | | | |
| 緊急時支援加算（Ⅱ）【R3.4.1～】 | 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午後6時）に電話による相談援助を行っているか。 | | | | 緊急時支援加算（Ⅰ）を算定している場合は算定しない。 | |
| 日常生活支援情報提供加算【R3.4.1～】 | あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供した場合に算定しているか。 | | | | | |
| 居住支援連携体制加算【R3.4.1～】 | 次のいずれの要件も満たした場合に算定しているか。 ①居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨を公表していること。 ②月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援にかかる必要な情報を共有すること。 | | | | | |
| 地域居住支援体制強化推進加算【R3.4.1～】 | 地域相談支援事業者や自立生活援助事業者が、居住支援法人と共同して利用者へ在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、所定の協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告しているか。 | | | | | |
| 利用者負担上限額管理加算 | 利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者について、加算算定をしているか | | | | | |